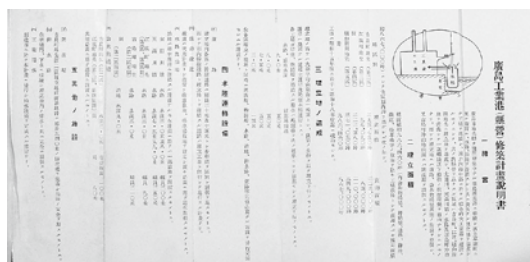


上は「県営広島市吉島町江波町観音町地先埋立地売却予定図」（「工業港一件」[広島県行政文書 S01-2007-921] 所収）、右は「広島工業港（県営）修築計画説明書」（「広島工業港修築一件」[同 S01-90-57] 所収）。いずれも昭和15年（1940）刊。



## 広島工業港の修築

―戦時期の一大プロジェクトと行政文書―

明治二十三年（一八九〇）に築港された宇品港は、日清戦争以後、陸軍の輸送拠点として重要な役割を果たしていましたが、第一次世界大戦以後の産業経済の発展によって商業利用への期待が高まりました。こうして昭和八年（一九三三）に商業港の修築が始まり、これに合わせて工業港の建設が構想されました。

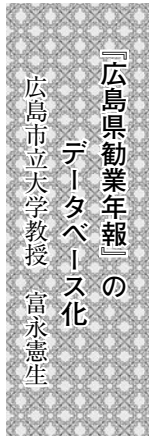
当初計画は、元安川河口以東、草津町沖までの海面約一三二万坪を埋め立て、大型船の泊地を造成するとともに、埋立地に企業を誘致して大工業地帯を建設しようとするものでした。しかし、戦時体制に即応するため、当面の埋立地は約九九万坪に縮小され、昭和十五年に着工しました。当初計画の工区八区のうち、吉島町地先の二区、江波町地先の三・四区、観音町地先の五区が施工されましたが（上図参照）、このうち四・五区には、県の誘致活動と海軍の強い要請によって、三菱重工業の造船・造機工場が建設されることになりました。

太平洋戦争開戦以後、資材や労力の不足により埋立工事は難航しましたが、船舶の増産を急務とする海軍の主導によって、埋立に並行して工場建設が進められ、十八年十二月には未完成の船台で操業開始、翌年六月には最初の進水式が行われました。

二十年八月六日、原爆被災によって工場は生産不能の状態になりましたが、復旧への懸命な取り組みが続けられました。また、埋立工事は続行が困難となり、二十二年三月をもって打ち切り竣工としました。その後も埋立地の売却や代金の精算、登記手続きなどの事務処理が、三十年代まで続けられました。

当館では、広島工業港に関する、昭和十二年から三十年頃までの県行政文書を十冊ほど収蔵しています。これらの文書には、計画から工事着工に至るまでの経緯や埋立てに伴う漁業権補償問題、埋立工事や附帯工事の内容、戦後処理の状況などが記されており、広島産業発展の基盤を築いた一大プロジェクトの概要をうかがうことができます。

（荒木清二）



筆者は近年『広島県勸業年報』を利用して、明治期広島県における産業発展の実態解明を試みている。ここ文書館に創刊の第一回報告（明治十五年）から最終の第二九回報告（明治四十三年）までそろっており、それが豊富な内容を持つていることを知ったからである。この「勸業年報」は翌四十四年からは『広島県統計書』（勸業編）に引き継がれた。

まず「勸業年報」について簡単に説明しておこう。「勸業年報」は明治十年の「農事通信仮規則」、十六年の「農商務通信規則」に従って、明治十年代、各県で編成されるようになった。『広島県勸業年報』もその一つで、初期の頃は統計書というよりも勸業行政を遂行するための資料的色彩が強く、第一回広島県勸業年報の内容も勸業課沿革、農学校、農事試験場、勸業世話係設置、農商通信規則、通路開川、綿糸紡績会社等々、記述的内容が大部分であった。第二回から第四回（明治十八年）にかけては、農産品を主とした重要産品の生産・商況状況がやや詳しく述べられるようになるが、まだ記述的内容が主であるといつてよい。統計的記載が多くなるのは、明治十九年（第五回）からで、明治二十年代に入るとほぼ統計書的内容に変わる。またこの頃から工業



『広島県勸業年報』の原本（下）と閲覧用複製資料（上）

関係統計、商業関係統計等の記載事項も整備されてくる。

明治期における各種統計資料は、「勸業年報」に限らないことであるが、作成の始まった初期と後期では、記載内容等（例えば記載商品）に大きな変化がみられる。特に産業統計の場合、統計書の発行が始まった初期では、産業の捉え方自体、あるいはデータの収集方法も十分に確立していたとはいえず、これが次第に整備され、それに伴い統計内容も安定してくる。そのため初期の頃はデータの連続性や信頼度の点からも問題があり、年度間でのデータの比較検討の試みには大きな困難が伴った。例えば工業生産品目についてみると、掲載される品目、同品目の調査地域、掲載される順番も年度に

より異なり、これが利用者には大きな不便をもたらすのである。そのために「勸業年報」には、膨大な情報が含まれていてもかかわらず、これまで十分に利用されてきたとは思えないのである。

筆者はこの不便を克服するために、主要データの時系列データを作成し、さらに利用が容易になるように、これらのデータベース化を行っている。勿論これは決して容易なことではなく、また膨大な時間と手間もかかる。しかしこれが出来れば、その後の利用やこれを用いた分析は、これまでとは比較にならないほど楽になるはずである。ただどれだけ信頼性のある、データベースを作ることが出来るかが決定的に重要となる。そのためにはデータを時系列的に並べて注意深くながめているだけでも、多くの異常値を見つけ出し、対策を考えることができる。また現在エクセルが容易に利用できるようになったため、表の縦横の合計値が記載されてあれば、記入ミスを見つけ出して修正可能な場合も多くある。一方統計基準が変わった場合、データの連続性をいかに保つかの工夫が必要になるし、それが出来ない場合は不連続であることを明示しておく必要がある。

『広島県勸業年報』の

「諸工場」欄について

『広島県勸業年報』には、当時の主要工場の個別データが「諸工場」欄の中に

掲載されており、現在これをデータベース化し、明治期における広島県の工場の展開状況の分析を試みている。

『広島県勸業年報』では明治二十二年の第八回より、個別工場のデータがまとまった表として掲載されるようになる。明治二十二年の表の名称は「工場及製造所」、二十三年は「工場」、二十七年は「製造所」、三十一年以降は「諸工場」となる。以下では前記各名称に対し、「諸工場」の名称を統一して用いることとする。

「諸工場」欄に記載されている基本的情報は、工場名称、生産品目、創業年月、職工数であるが、初期の頃はさらに資本金、株主人員等々が含まれ、一方、後年次になると持主名、使用動力等が記載されるようになる。

それでは「勸業年報」はどのようなものを工場と言っているのだろうか。必ずしもこれがかつかりとしないのである。明治十六年の農商務通信規則では、職工一〇人以上を使用する工場を毎年調査し報告するようにとあるから、職工一〇名以上が働く建物を工場とされているのである。現在の基準からすれば規模が著しく小さく、そのため家内工業的生産と工場生産との境界は必ずしもはっきりしない。明治三十六年の「勸業年報」では、工産物の生産価額に関する別表において、蚕糸及真綿の項には製糸戸数を製造所と自宅に区分して記載してお



創業年より推計した工場数

業種	0	10	20	30	40	45
米・酒・食塩	5	9	15	21	24	10
煙草	3	5	8	19	9	0
鋳物	4	6	8	10	12	12
機械金属	0	6	14	19	38	36
綿織物関係	0	0	8	21	45	75
缶詰・燐寸・煉瓦	0	0	3	30	40	23
その他	0	3	16	90	96	125
計	12	29	72	210	264	281
創業年報の工場数	...	...	...	93	125	250

…は不明

り、その数はそれぞれ七戸と一三九〇戸である。このうち製造所が工場に相当すると思われ、実際、「諸工場」欄の製糸工場数（節糸を含む）をみると七戸で一致する。したがって、日常生活を行う家屋とは異なる一〇人以上が働く別の建物がある場合、これを工場と言っているように思える。「勸業年報」でいう工場は集中作業場的な建物を含めてこのような建物を工場といっている、と推測する。

工場の創業年を利用した工場数の推定

工場データの一つに創業年が記載されているが、この工場創業年を利用して、各年次の工場数を推計してみた。すなわち明治初期において「勸業年報」が発行されておらず工場の存在が確認できなくても、あるいは途中「諸工場」欄に記載のない年があっても、創業年から掲載年次まではその工場が存在したとして、これを足し併せて工場数を推計するので

ある。こうすることで工場数の推計を明治初期まで延長し、また工場によっては年次により記載漏れがあるが、このような方法をとることにより記載漏れを修正し、データの連続性を高めることができる利点もある。表はこのようにして求めた工場数である（推計等の詳細は、拙稿「明治期広島県における工場の展開」（広島市立大学『広島国際研究』第一五巻、二〇〇九年十一月）を参照してほしい）。同表により明らかになった点をいくつか挙げておく。

当然のことであるが、創業年より推計した工場数の方が多くなる。これは「勸業年報」のカバーする工場の範囲には大きな注意が必要であることを意味する。

明治初期の工場は、在来的製品の中でも、米、酒、食塩、煙草、鋳物関係が大部分である。

明治二十年代以降、様々な分野で工場が増えてくる。機械金属、綿織物関係、その他に分類される工場は殆どが在来的商品の工場化であるといつてよい。一方で缶詰、燐寸、煉瓦のような海外からの移植商品の工場生産も始まってくる。

今後も筆者は、『広島県統計書』（勸業編）に引き継がれた大正期の「諸工場」欄、さらに主要工産品の生産額等々のデータベース化を進め、戦前期広島県の産業発展の実態解明を目指したいと思っている。

廃藩置県直後の県布達類  
—木活字から活版へ—

明治四年（一八七二）七月に廃藩置県が断行された後の数年間、広島県は、新たな統治の仕組みを作るために試行錯誤をしつつ、行政制度（特に末端の行政制度）の改廃を繰り返していました。

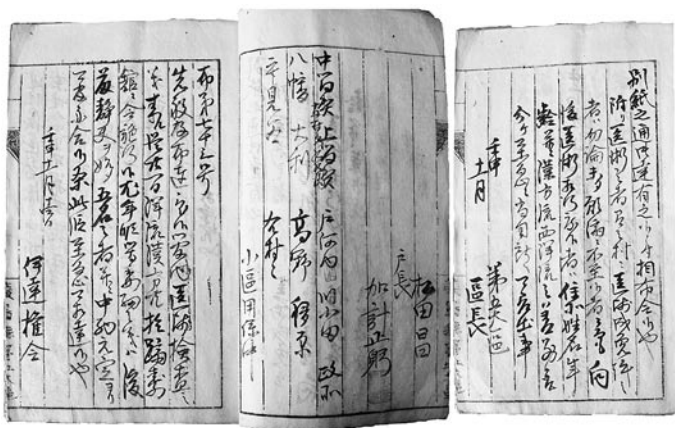
広島県に限りませんが、この時期に起きた体制の大きな変化は、地方で作成される公文書類のあり方にも大きな変貌をもたらすことになりました。当時の行政機構の末端を担った町村の役人が手にする様々な公文書も、廃藩置県を挟んで（内容はもちろん、見た目も）大きく変わっていきます。

県の布達と印刷 旧町村役場や町村の役人を勤めた家に伝来した文書を整理していると、廃藩直後から県が管内に下していった布達類を目にするのが多くあります。それらが藩政時代の触書と異なっているのはもちろんですが、県になってからも少しずつ文書としての様子が変化しているのを窺うことができます。特に、内容以前に明白なのは、印刷という技術が登場したことで、これが布達類の各町村への届き方に影響を与えたことは容易に想像できます。

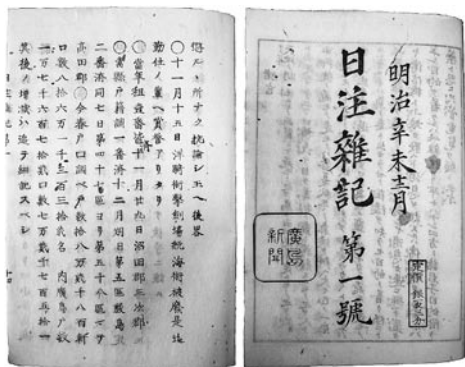
木活字印刷 印刷手法として最初に登場したのは、木の活字を利

用した手刷りでした。木活字印刷そのものは江戸時代からありましたが、江戸初期の一時を除けば、印刷手法としてはマイナーなもので、主流は一枚の板を彫って版木とする、いわゆる整版でした。

広島県の場合、木活字で刷られた布達類で最も古い日付を持つものは、廃藩直前の明治四（一八七二）年六月に出された広島藩の布告ですが、廃藩以前の木活字印刷は、広島県ではあまり例が多くないようです。むしろ、廃藩後も、しばらくは藩政期と同じように、手書きの文書を各村へ「順達回覧」という手法で伝達

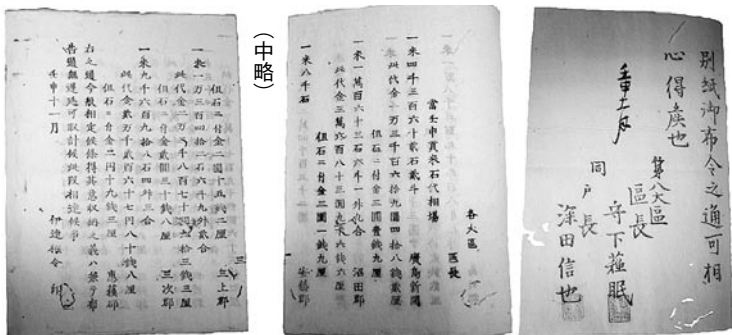


明治5年11月に第五大区（山県郡）が管内の小区用係に権令からの布達を伝えた文書。布達は大区用所で作成した写しである。宛名部分により、各村へ回覧したことが分かる。



「日注雑記」の表紙と内容の一部（一丁10行、一行20字の組み方は県の布達類と同じである）

していたことが分かる文書が残されています（前頁写真）。  
もちろん、明治五年（一八七二）頃には、木活字の印刷物が各町村の役人の手元へ配付されるようにはなっていませんが、それらは広島県が出す通常の布令・通達類ではなく、大政官布告や比較的大きな制度・規則の改廃創設、特別な案件にかかるもの（たとえば、広島県職制科目、戸籍布令、鉄砲取締規則、出版条例、博覧会票告など）に限られていたようです。  
広島県からの伝達が木活字の印刷物となつて県内の各町村に届いた早い事例のひとつとして、明治四年十二月に創刊された「日注雑記」という新聞があります（左写真）。これは新聞とは言ふものの、県の公報的性格が強いもので、実際、使われている文字も版面の組み方も、この



（中略）

大区の役人から町村の役人（用係）に県からの木活字印刷物が（回覧でなく）配付されたことが明らかな明治5年後半の事例。右端の文書は区長・戸長が用係にこれを送付した際の文書で、この木活字印刷物の冒頭に貼り付けられている。

あと多くの木活字印刷となつて現れる県の布達と同じです。この「日注雑記」は、明治初期に村役人を勤めていた家に伝来されていたと思われまふ。  
木活字印刷された県の布達そのものが、回覧ではなく各町村の役人へ届けられるようになるのは、おそらく明治五年（一八七二）の後半だと思われまふ（左写真）。これ以後、特に明治六年（一八七三）になつてから、県の布達類は、



手書きの写しを各村に回覧させる旧来の方法を一方で残しつつも、木活字印刷物の配付が主流になっていきます。  
広島県の布達に使用されている木活字は二号活字程度の楷書体活字で、他に同じ書風でより大きな文字（初号よりは小さく四〇〇程度）で刷られたものも、時折現われることがあります。また、明治初年の各府県から出された布達類の中には、広島県で使われているものと似た書体の木活字が見いだせたりします。  
活版印刷 近世初期のキリシタン版の時代を除けば、わが国で西洋式活版印刷が始まるのは幕末から明治初期と言われています。  
木活字で印刷した布達類が主流になつてからしばらくして、広島県でも金属活字を使った活版印刷が登場します。現在残されている明治初期の文書類を見ると、広島県では、大体、明治七年（一八七四）の初め頃から活版印刷を利用した布達が見れ始めます（左写真）。

広島県の布達類が活版印刷された早期の例。この写真では分かりにくいですが、いくつかの文字は明らかに異質で稚拙な文字が使われています。  
時代が大きく変化していき、記録資料の作られ方にも大きな変化が現れてきます。文書館のような記録資料保存機関が果たすべき役割は、記録資料の整理と保存とともに、それらの記録資料そのものの「歴史」を見いだすことなのだろうと思います。（長沢洋）

しかし、木活字印刷が一気に活版にとつて代わられたわけではなく、しばらくは、新旧の印刷手法が共存する状態が続いていました。旧町村役場文書に残されたこの時期の布達類簿冊を見ると、木活字印刷と活版印刷が混在して綴られており、混沌とした様相を見せています。  
中には、一枚の印刷物に木活字と金属活字が併用されている例さえあります。  
残された史料で判断する限り、広島県の布達類に木活字と活版が並存していたのは、明治十年（一八七七）の前半までのようです。それ以降は、木活字が姿を消し、活版印刷に統一された布達類が、各町村に届けられていきました。  
それらの活版印刷に使われたのは、五号の明朝体活字で、長崎新塾出張活版製造所（後の東京築地活版製造所）の活字のように見えますが、ところどころ明らかに違う文字が使われていたりもします。のち、明治九年（一八七六）末頃から、使用される明朝体活字が五号から四号へと変更されています。

## 広島県の ファイリング・システムの原型

下の写真は、今から遡ること五十年前の昭和三十四年十月二十三日付けの各部課長宛に発出された「ファイリング・システム」の実施計画案についての総務部長の通達です。

### ファイリング・システムとは

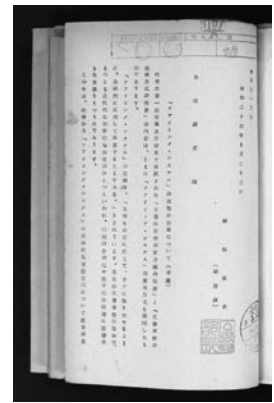
「ファイリング・システム」とは、文書の整理だけでなく、「文書を誰がどのように管理するのか。どこにどのように保存するのか。それを何年後に廃棄するのか。」までも含む一連のシステムのことをいいます。

広島県の公文書等も「ファイリング・システム」により適正な管理に努めているところと見られます。ところで、この「ファイリング・システム」は、いつのころから実施されたのでしょうか。

### ファイリング・システムの構築

広島県庁の書庫から文書館に移管された行政文書の中に、その経緯が分かる通達がありました。

その通達には、驚くことに、昭和三十三年の第一回職員提案で「文書整理保管方法の改善」と「文書事務の処理方式の改善」が採択され、その結果「ファイリング・システム」が実施されることになったと記されています。



昭和34年総務部長通達

そして、その実施に当たっては、一定の臨時的な期間を設けることとし、昭和三十四年十月から二年二か月の歳月をかけて、段階的に一歩一歩改善しながら、昭和三十七年一月の完全実施を目標に進められていました。

### 「ファイリング・システム」の実施計画案

この実施計画案は、次のように示されています。

#### 一 実施上の一般的注意事項

- (一) 文書を私物化しない。
- (二) 机の引き出しには文書を一切入れない。
- (三) 退庁時には机の上の整理を行い、文書を机の上に置かない。
- (四) 文書は、すべて各課ごとに一箇所に集めて整理保管する。
- (五) 文書にはすべて文書分類記号を記入する。このため、文書分類表を作る。
- (六) 保存期限を過ぎた文書又は保存期限がなくなっても不要と認められる文書は、直ちに廃棄手続をする

習慣をつける。(※現在、歴史資料は文書館に移管)

#### 二 実施範囲 知事部局全部

#### 三 実施の段階

第一ステップ 昭和三十四年九月末日まで 文書を一定の場所に集めて整理保管する。

第二ステップ 昭和三十四年十一月中旬まで 「文書分類表」(試案)を作る。

第三ステップ 昭和三十五年一月一日から 「文書分類表」(試案)を用いて文書の整理保管を行う。

第四ステップ 昭和三十五年十一月中旬まで 「文書分類表」(決定版)を作る。

第五ステップ 昭和三十六年一月一日から 「文書分類表」(決定版)や改善された実施方法によって、文書の整理保管を本格的に行う。

第六ステップ 昭和三十六年十一月中旬まで ①現行の「文書保存年限基準表」を検討して、新しいものを作る。②この新しい基準表によって、「文書分類表」(決定版)の中の文書の題名ごとに保存年限を付ける。③現行の「文書編さん保存規程」を全面改正する。

第七ステップ 昭和三十七年一月一日から 完全実施(後略)

### 「ファイリング・システム」の更なる推進

こうして広島県の「ファイリング・システム」の原型が構築されましたが、このシステムの考え方は、現在でも変わるものではありません。本年七月、公文書等を国民共有の知的資源とし、説明責任を果たすため公文書等の管理、保存体制強化に向けた公文書管理法が公布された今、もう一度「ファイリング・システム」を見直し改善していく必要があるのではないのでしょうか。言うはたやすいが実行となると一朝一夕にはいかないのが「ファイリング・システム」の実施です。職員一人ひとりの理解と取組によって更に推進しなければなりません。(神原真二)

#### 《メモ》

#### 「公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)」

平成21年7月1日公布(平成21年法律第66号)。  
公文書等は国民共有の知的資源であり、国民が主体的に利用し得るものと規定。公文書等の統一的な管理ルール(文書の作成基準・保存期間基準・ファイル管理簿など)を定め、レコードスケジュール(廃棄・移管の事前設定、歴史資料として重要な文書の国立公文書館への移管)を導入することとしている。また、国民が利用しやすいよう、利用請求権を設け、展示その他の方法による利用の促進に努めるべきことも定めている。末尾の第34条では、地方公共団体もこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に努めるべきことを規定。地方公共団体における文書管理の改善を促している。

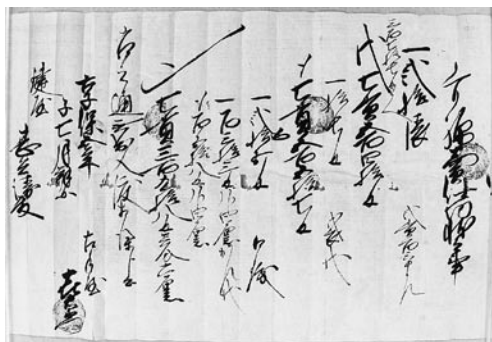


### 《収蔵文書の紹介》 江戸時代の「仕切状」とは

江戸時代の古文書の様式を見ていると、これまで意外に分かっていなかったと思えるものはいくつかあります。

例えば、「仕切状」という文書がありますが、一般に仕切状とは、商品の売買の際に品目・数量・代金などの明細を書き記した書類であると理解されています。ところが、様々な歴史関係の辞書類を引いてみると、その説明は驚くほどまちまちで、混乱していることが分かります。

混乱している主な点は次の二つです。一つは、仕切状には「売仕切」と「買仕切」があるが、買主から売主へ渡すものと売主から買主へ渡すものと、それぞれどちらが「売仕切」であり「買仕切」なのかという点。もう一つは、この二種類



①享保5年 線綿売仕切状 (橋本家文書 2196-8)

くり綿売仕切状之事	式拾俵	貳百三十八
一 式拾俵	三百七拾七匁かへ	
代七貫五百四拾匁	一 拾七匁	袋代
代七貫五百五拾七匁	内	
	一 式拾五匁	口銭
	一 百三拾三匁八分四厘	かん (買) 代
	代七貫三百九拾八匁五分六厘	
右之通無出入渡相済申候	享保五年	古手屋
享保五年	子七月朔日	喜右衛門
鍵屋		甚兵衛殿

の仕切状のうち、どちらが仕切状の基本的な形態なのかという点です。具体的な例示は省略しますが、この二点について、各辞書の説明が全く混乱しているのです。

では、江戸時代の仕切状とはどのようなものなのか、実際に当館の収蔵文書をもとに考えてみることにします。

まず「売仕切」について見てみましょう。①は、尾道の豪商橋本家文書の中にある線綿の「売仕切」です。線綿とは、収穫された実綿から種を取り除いた綿のことです。古手屋喜右衛門から鍵屋甚兵衛宛に出されています。この仕切状では、

二〇俵の線綿を売買し、その代銀が袋代と合わせて七貫五五七匁であることを記しています。次に、この代銀から口銭(手数料)と買代(商品にかけられる税(運上銀))を差し引いた残銀として七貫

三九八匁一分六厘を計上し、この金額を古手屋は「無出入渡」、つまり鍵屋へ間違いなく渡したと記しています。この記載から、「売仕切」は、買主側が売主(荷主)へ渡したもので、代金の支

払いに際して、金額の明細(商品代金から手数料や税金などを引いた残額)を示すために渡したものであることが分かります。

この場合、買主古手屋は、委託販売を行う問屋であったと思われ、線綿の販売を荷主である鍵屋から請け負

い、販売代金の中から自らの取り分である口銭などを除いた金額を鍵屋へ渡したと考えられます。

次に「買仕切」を見てみましょう。②は同じく橋本家文書の中にある松永塩の「買仕切」です。差出人は松永塩問屋の幾右衛門であり、橋本家の店員である林治に宛てて出されています。この仕切状では、松永塩九八〇俵の代銀二貫七四〇匁に続いて口銭九八匁と荷賃(仲仕など人夫の労賃)を加算して代銀二貫八八七匁を計上しており、末尾の文言は「右之通買渡、無出入相済」となっています。ここから分かるのは、差出人である塩問屋幾右衛門は橋本家から注文を受けて松永塩を買入れ、これを店員の林治に売り渡したということであり、塩代銀(仕入価格)に自らの取り分である口銭などを加えた金額を請求し、その支払



②文久2年 松永塩買仕切状 (橋本家文書 2165-1)

買仕切	一 松永塩大俵九百八拾俵	銀拾三匁替
	代銀拾貳貫七百四拾匁	外二
	九拾八匁	口銭
	四拾九匁	荷賃
残	拾貳貫八百八拾七匁	
	銀六拾五匁替	
	此金百九拾八匁寄歩	銭壹匁五分五厘
	右之通買渡シ代銀入目録	
	此表無出入相済申候、仍而如件	
	備後松永塩問屋	
	月代り処	
	文久二年	幾右衛門
	戊子十月三日	
	尾道橋本御内	
	林治殿	

いが済んだことを証明しているのです。

つまり、「売仕切」が買主から売主へ渡すものであるのに対し、「買仕切」は逆に売主から買主へ渡すものであったということが分かります。

では、どちらが基本的な仕切状の形態と言えるのでしょうか。実は、仕切状には表題が単に「仕切状之事」とのみ記されるものが多いのですが、当館の収蔵文書を見る限り、その殆どは「売仕切」の記載内容となっています。したがって、委託販売を請け負った問屋などが代金を荷主へ渡す際に、その金額の明細を示すために渡した文書(「売仕切」)が基本的な仕切状の形態であったと言えそうです。ただし、仕切状には単に商品名と数量・金額だけ記したものも多く、この点是他地域の事例も含め、さらに調べてみる必要がありそうです。(西向宏介)

平成二十年度に収集した古文書

宮内村庄屋文書(寄贈)

「備後恵蘇郡宮内村役場文書」の表題で古書店目録に出ていた文書群の購入者から寄贈を受けたもので、原蔵者の情報はほかにない。同村は現在庄原市口和町宮内。文化・文政年間から明治にかけての「御用控」三点や、鉄山方役人と思われる加藤知徳の文久四年(一八六四)「見聴記」、明治八年(一八七五)「鉾山係事務雑誌」等八点。(請求番号二〇〇八〇二)

近祖家文書(寄託)

当家は、備後国神石郡近田村(現神石郡神石高原町近田)の医師で、同村庄屋を明治まで勤めた高橋家から幕末に分家し、その後「近祖」を姓とした。医学を中心とする和書、往来本、教科書、区戸長の事務章程など八九一点。(請求番号二〇〇八〇二)

花本 淳氏旧蔵文書(寄贈)

福山の部隊である「歩兵第四十一聯隊歴史」一点。花本淳氏は第二次大戦に従軍し、戦後帰還してからの文書を手入したらしい。(請求番号二〇〇八〇三)

橋本家文書(寄託)

橋本家は、広島藩主浅野家の和歌山時代からの家臣。文政七年(一八二四)に死去した橋本三郎左衛門とその子三兵衛は広島藩士(足軽)で、藩主の参勤交代にともない江戸・広島間を往復している。

三郎左衛門・三兵衛の履歴や和書、写真など八六点。(請求番号二〇〇八〇四)

奥家文書(寄贈)

奥家は天明年間から備後国三谿郡敷地村に居を構え、天保年間から同村の庄屋を勤めた。当時の普請帳が現存する奥家住宅は、国の重要文化財に指定されている。明治十年代後半に当主となった徳十郎は敷地村外四ヶ村戸長を勤めた後、明治二十二年(一八八九)に初代吉舎村長に選出された。奥家文書は、年貢関係など江戸時代の敷地村庄屋文書や、徴兵や学校関係などの戸長役場文書など四四五九点。(請求番号二〇〇八〇五)

はつかいち市民図書館旧蔵資料(寄贈)

江戸時代の建築関係の和書三冊と、田口卯吉の『日本開化小史』六巻。全九点。(請求番号二〇〇八〇六)

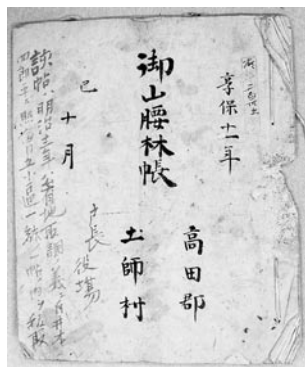
和泉富夫氏収集文書(寄贈)

広島県内の観光地の新旧絵葉書。寄贈者が旅先で収集した組絵葉書のほか、古書店で購入したもの、知人から送られたものなど一四七点(全九九九枚)。(請求番号二〇〇八〇七)

井上家文書(寄贈)

井上家は、高田郡佐々井村(現安芸高田市八千代町佐々井)で、享和年間以前に組頭、嘉永六年(一八五三)からは庄屋を勤めた。明治になってからは少長、小区用係、村会議員などを歴任したほか、醤油製造業を起業している。文書は、高田郡土師村の享保十一年(一七二六)の

「御山腰林帳」写や、幕末から明治にかけての証文や辞令類、明治三十年代と大正の日記など五六二点。(請求番号二〇〇八〇八)



高田郡土師村「御山腰林帳」

田丸家文書(寄贈)

田丸家は世羅郡小国村(現世羅郡世羅町小国)の旧家。寄贈者の祖父に当たる卯平は世羅郡私立教育会理事を委嘱された。家の普請関係文書のほか、芸備協会(在京の旧広島藩士が主体となった育英事業団体)関係資料など七四点。(請求番号二〇〇八〇九)

荒木家文書(寄贈)

荒木家(家号は河内屋)は恵蘇郡比和町(現庄原市比和町比和)の旧家で、表題に「開化用文章」とある文書一点。これは、明治十二年(一八七九)に刊行された往来物(檣崎隆存作)を筆写したもののだが、その前半には天保七(十四年(一八三六)四三)の、鉄間屋河内屋兵衛の名前が見える鉄間屋関係文書二〇通が写されている。(請求番号二〇〇八一〇)

県立図書館移管文書(移管)

広島県地理課土木係が作成した、明治

十七年(一八八四)「宇品築港及新開築調一件」など七点と、福山箕島沖埋立中の写真二葉が県立図書館から移管された。これらの文書と、これまで県立図書館から移管されてきた出所が明らかでない古文書をまとめて文書群番号を付与することにした。これまでの総点数は八六点。(請求番号二〇〇八一)



宇品築港関係文書

二十年度はその他、清丸家文書(寄贈、二〇〇二〇四) 六点(昭和五年衆議院議員選挙候補者の挨拶状)、長船友則氏収集資料(寄贈、二〇〇四〇七) 九五二点(地図・絵葉書・時刻表など)、平野家文書(寄贈、二〇〇五〇八) 三点(米札複製等)、井上家文書(寄託、二〇〇七〇九) 七一点(株主総会、明道中学校、選挙関係資料等)が追加寄贈・寄託された。なお、高山等資料(平成十五年寄託分、請求番号二〇〇二〇三) 三〇〇点の寄託を解除し、所蔵者に返却した。合計古文書は二二万九九六八点。

広文協から

平成二十年年度の研修会

広文協（広島県市町公文書等保存活用連絡協議会）では、平成二十年度も二回の研修会を開催しました。

第一回は九月二十六日（金）に安芸高田市役所（クリスタルアージュ三階会議室）にて、一八名（一〇会員）が参加して開かれました。「安芸高田市における文書管理の現状について」と題し、同市総務課の高下正晴氏に御報告いただき、市役所書庫と吉田歴史民俗資料館における行政文書の保存状況を見学しました。

第二回は平成二十一年二月二十日（金）に県立文書館研修・会議室にて、二九名（二〇会員）が参加して開かれました。尼崎市立地域研究史料館の辻川敦館長と西村豪氏に



平成20年度第2回研修会

お越しいただき、「写真資料の保存と活用について」をテーマに研修を行いました。

平成二十一年年度総会

平成二十一年六月二日（金）に県立文書館研修・会議室にて二五名（一六会員）が参加して開かれました。総会で



研修会の様子

は、平成二十年年度事業報告・決算報告・平成二十一年度役員選任・事業計画・予算などが議決さ

れました。続いて、前年四月に文書館を設置した香川県三豊市から総務部総務課の千秋浩幸氏・三宅高文氏を招き、「三豊市文書館開館への取り組みと課題について」と題して講演していただきました。

平成二十年度の主なできごと

- 5月30日 広文協総会
- 6月1日 中国四国地区アーカイブズウィーク（～7日）
- 6月4日 文書調査員会議
- 6月7日 文書館講演会
- 6月14日 古文書解読入門講座開講
- 6月24日 収蔵文書紹介コーナー「佐伯郡海老塩浜・山中家文書」展示開始（～9月20日）
- 7月19日 続古文書解読入門講座開講
- 7月30日 上川陽子内閣府文書管理担当大臣視察
- 7月31日 文書館だより第32号発行
- 8月5日 安田女子大学古文書学実習

- 8月21日 行政文書を中間書庫へ搬入
- 9月26日 広文協第1回研修会
- 10月17日 文書館開館20周年リバイバル展（～12月25日）
- 10月25日 開館20周年記念講演会「巖島神社史の秘められた『謎』と記録資料」（県立広島大学松井輝昭教授）



文書館開館20周年記念講演会

- 11月28日 行政文書・古文書保存管理講習会
- 1月6日 収蔵文書紹介コーナー「広島工業港」展示開始（～3月21日）
- 1月13日 教育委員会選別文書受領
- 2月10日 文書館だより第33号発行
- 2月20日 広文協第2回研修会
- 3月27日 収蔵文書展「江戸・明治商家文書の世界」（～6月9日）
- 3月31日 文書館紀要第10号発行

利用案内

開館時間

\*月～金曜日 9時～17時  
\*土曜日 9時～12時

休館日

\*日曜日、国民の祝日及び休日  
\*年末年始（12月28日～1月4日）

交通

\*JR広島駅からバス（ベイシティ線）由広島港プリンスホテル方面行き）で「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車（紙屋町線）由広島港行き）で広電本社前下車約五〇〇m、県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第三十四号

平成二十二年（二〇一〇）年一月二十二日発行  
編集発行 広島県立文書館  
広島市中区千田町三丁目七ー四七  
電話 〇八二一・二四五・八四四四  
FAX 〇八二一・二四五・四五四一  
ホームページ <http://www.pref.hiroshimainet.jp/soumu/bunso/monjokan/index.htm>  
印刷 (株)ユニックス